

○寒川町自治会活動交付金交付要綱

昭和58年4月1日

改正

平成12年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成28年4月1日

平成31年3月12日

寒川町自治会活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動の支援と行政事務の円滑な推進を図るため、自治会の活動に対し交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付対象は、別表第1に掲げる自治会とする。

(交付金の名称等)

第3条 交付金の名称、交付対象事業、交付金額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付金の交付手続)

第4条 この要綱に基づく交付金の交付申請、交付決定及び交付手続に必要な事項は、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)により処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

自治会名
田端
一之宮東
一之宮西
一之宮北
一之宮ソフィア
中瀬
筒井
大曲
岡田東
岡田西
新町
越の山住宅
岡田もくせいハイツ
県営寒川もくせいハイツ第二
菅谷台
大蔵
小谷
小動
宮山
新橋アパート
宮山南部

倉見

別表第2（第3条関係）

交付金の名称	交付対象事業	交付金額	事業の内容	交付時期
自治会活動交付金	行政協力事業	120,000円	行政からの依頼事項、各種委員の推薦、各種行事への参加・PR	8月
		(基準単価)200円×加入世帯数	地域美化活動の協力、各種募金・会費等の取りまとめ各種名簿等の提出	
	防災活動事業	(基準単価)30円×加入世帯数	防災訓練などの防災活動	8月
	自治会情報発信事業	30,000円	自治会活動の周知、魅力等の情報発信	8月
	災害時等救助活動事業	その都度協議	災害時等における救助活動時の自治会への補助	その都度

備考 加入世帯数を積算の根拠とする交付金の基準日は、毎年7月1日とする。